

資料 1

手話言語条例への思い・期待・意見 ～ご意見のカテゴリー分け～

I 手話を言語として位置づける「理念」

・「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たします。一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例にしたい。

・条例なので、障害者基本法や障害者差別解消法よりも突っ込んだ規定が可能だとは思いますが、罰則的な規定によって手話の活用を広げるのではなく、非音声言語としての手話の魅力や豊かさ、そしてろう者にとっての重要性等を誰もが学び合い、理解し合っていくための手段として認識していきたいと思います。そのために、手話を理解したり、学習したりする機会の拡大を保障していくような条例にしたいと思います。

・手話を使うことで周り的人から偏見されることが多い。手話とは、ろう者の言語であること。ろう者は第一言語（母語）が手話、第二言語は日本語であることを理解してほしい。

・市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知してもらいたいです。

・吉川の手話サークルは（特に経験、技術の豊富な）会員が少なく、どれだけのお手伝いができるか甚だ不安ではありますが、自分達の手話の技術の向上に努めるとともに、市民の「手話」への無知や偏見を少しでも解消させたいと思っています。

・今般の手話言語条例検討委員会に参加させていただき、聴覚障がい者（児）に対して、手話は生きていくために、命と同様に大切な言語であり、特に未来のある子どもたちが生き生きと暮らしていけるように、聞こえる聞こえないに関係なく互いに協力し、人間として生きていく社会を作っていく大事な手話であることを一般社会に広めることが大事なことです。

・手話を「福祉」と考えるのではなく、当たり前前に生活していくために必要な「言語」であることを周知したい。手話がないとろう者とのコミュニケーションが難しいことを考えると、手話は聴者にとっても必要なものである。

・手話は「言語」という認識を広める啓発活動が必要。

・手話の使用を禁止する時代があり、ろう者は肩身の狭い生活を送っていた。

2 手話が活用できる「環境整備」

・わたしの家族はデフファミリーであり、家族の中に聞こえる人はいない。災害による避難所で避難した時、周りの人からコミュニケーションができず、情報保障がなくなる。簡単な手話を覚えてくれば少しでも助かると思っている。

・市主催の講演会、イベント、説明会等は手話通訳者がいることを期待する。私たちろう者の見る権利がある。

・手話言語条例を施行した場合、様々な施策を行うために必要な財政は確保して欲しい。

・手話サークルの一員として吉川市民として、吉川市のろう者が自分達の言語である手話を使いやすい地域社会作りを支援したいと思います。

・ろう者が日常生活でどこでもコミュニケーションできる言葉として活用出来ない現状に対して健聴者が利用しやすい様、理解し共にコミュニケーションしやすい環境が必要と思う。

・既に条例が制定されている地域の小学校では、英語と同じように授業の中に手話を取り入れ、音楽の時間に手話歌をやったり、朝、各クラスでの朝礼で手話の挨拶の時間にしたり、一部企業で「ろう者のお客様」が来店した際、挨拶だけでも出来る様に朝礼で手話を教える等している。又、仕事を持たない主婦等対象に昼の手話講習会、習い事の様に学校終わりの学生対象の手話講座、現在吉川でも行っている仕事終わりの方対象の手話講座など選択出来る地域づくりが大切。

・手話のすそ野を広げることが大切である。

・「手話うた」は手話に興味を持つきっかけになると思う。

・手話通訳士のような手話はできなくても、簡単な手話は誰でもできるようにしていきたい。

・聴覚障がい者は自治会などの参加が難しい。条例をきっかけに手話が広まり、地域に参加できるようにしたい。

・吉川市では市単独での通訳派遣事業は行っていないため、今後事業を実施できるように取り組む必要がある。

3 通訳者の「養成・育成」

・市は、手話通訳派遣事業が未設置であるため、手話通訳者等の確保、養成は不可欠である。

・小中学校だけでなく、病院や銀行など様々な場所で手話講習会を開催できればと思う。

・市職員の手話研修も年1回と少ない。手話で対応できる職員を増やすため、研修回数を増やすべきである。

4 小さいうちからの「教育」

- ・大人はもちろんですが、より小さいうちに「手話」やろう者にふれあえたら偏見も減るのではないでしょうか。
- ・幼稚園や保育園などの園児や小学校の低学年の頃に、簡単な手話体験ができたらいいと思います。
- ・「言語」という認識を広めるには、小さいころから手話に触れることが大事だと考える。そのために教育に取り入れることは重要。

5 形骸化させないための「取組(モニタリング)」

- ・各自治体でも手話言語条例の制定が進んでいます。それはとても素晴らしいことですが、逆に簡単に条例が出来てしまうことになると、形骸化・形式化してしまいがちで、条例はあるが、実態がない、手話による対応が十分でない状況になってしまう危険性があります。そこで、手話言語条例に基づく具体的な行動を提示できると良いと思います。例えば、手話による接客対応が可能な事業所には、吉川市手話言語条例をもとに「しゅわフレンドリーの店（仮称）」の認定や、手話講習会への参加を動機づける市独自の認定制度等も併せて考えると実効性が担保できるのではないかと考えます。
- ・市の広報に、簡単な手話表現を記載し、市民に手話という理解、周知をして欲しい。
- ・単なる条例を作るだけでなく、施行後、どのような環境整備を行えばよいか。どのような環境を作るか議論する場が必要となる。年に数回は、（仮称）環境整備委員会を行って欲しい。
- ・手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、リーフレットを無料で配布している地域もあるようですが、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用できたらいいと思います。
- ・自治体によって条例制定後の取組に差がある。制定して終わりではなく、実効性の高いものにしたい。
- ・実態のない条例にしないため、制定後の具体的な活動まで考えていければと思う。